

個人情報保護委員会（第252回）議事概要

- 1 日 時：令和5年8月30日（水）14：30～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「昨今のマイナンバーの利用場面の拡大やマイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスに係る事案の発生を踏まえると、個人のプライバシー等に与える影響やリスクを予測・評価して、あらかじめ、そのリスクを低減する措置を講ずることを目的としている特定個人情報保護評価の重要性は、より一層高まると考えられる。資料にも記載があるとおり、再検討に当たっては、技術の進歩、国際的な動向に加えて、最近3年間に生じた事案を幅広く分析して、リスク対策の強化について検討していただきたいと考える。また、評価の水準を維持しながら、ICT技術を活用し、評価主体の事務負担の軽減についても併せて留意していただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

（2）議題2：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」に関する意見募集の結果等について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今回の規則改正は、地方分権改革に関する提案の中で、秋田市等の事業について情報連携できるよう要望があったことも踏まえたものであるが、改正により、独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的と密接に関連していることが客観的に見て明らかである場合、情報連携が可能となり、事務の申請者が所得証明書等の添付書類の提出を省略できるほか、地方公共団体においてもより多くの事務が効率化されることが期待できる。今回新たに情報連携が可能となる事務について、実際に情報連携を利用していただくためには、地方公共団体に今回の改正を認識・理解していただくことが重要である。事務局においては、今後様々な機会を通じて、改正内容についてわかりやすく地方公共団体に周知をお願いする」旨の発言

があった。

原案のとおり決定することとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

以上